

2026.02.11 オピニオン

# 「日本国憲法前文の信託と投票価値の平等」

棟居快行さん（大阪大学名誉教授）

## 1 信託としての国民主権、国民代表、基本的人権の強い関連付け

日本国憲法前文は、信託として、国民主権、国民代表、および基本的人権の関連付けを、いわば三位一体として相互に強く結びつけているように見うる。

もとより、日本国憲法前文からは、平和主義を主要な論点の一つとして読み解くことは、当然である。

「信託」を基礎とする日本国憲法前文の基本構造は、平和主義と並び、あるいは平和主義により維持されるべき日本国憲法それ自体の基本として、国民主権、国民代表、基本的人権の一体性こそが、日本国憲法全体の礎であることを、雄弁に宣言している。

ここで「信託」と書かれるからには、委託者、受託者、受益者として、「主権者国民」、「国会（議員）」、および「人権共有主体としての国民」が、有機的に規定されていることとなる。

すなわち、国民主権を受けて、国民代表たる国会（議員）は、国民の福利としての基本的人権の具体的実現を、立法によって具体的に実施すべきであることとなる。

## 2 信託の一環としての国会（議員）の選出

日本国憲法の前文は、日本国憲法の本文の各条項の解釈を通じて、本文の意味に影響を及ぼしうる。

上記のように、信託の一環として、国会（議員）は、委託者である「主権者としての国民」（有権者としての国民）から、受託者すなわち国民代表として選出される。

しかしながら、「信託」と憲法前文で述べられている以上、主権者国民から国民代表である国会（議員）が選ばれば、憲法の基本原則として、それで済むのではない。

むしろ、受託者である国会（議員）は、受益者である「人権共有主体としての国民」の生活実態において、彼らの人権の具体的実現が可能となるように、様々の施策を講じなければならない。

こうして、信託における委託者—受託者—受益者のいわば三位一体の結びつきが、受託者・国会（議員）の選出をめぐる定数配分のあり方に本質的な影響を及ぼすべきこととなる。

## 3 信託ゆえに、議員の定数配分は1対1を基準とすべきであること

国民と国会（議員）との関係は、ただ両者の関係のみを見つづ、前者から正当な代表者として後者を選出すれば、それで足りると捉えるべきではない。

単に両者の関係のみを見ていると、議員の定数配分は1対2を超えなければ投票価値の不平等とまでは言えない、という構図に辿り着いてしまいがちである。

しかしながら、憲法前文は、信託という目線で、「委託者」国民—「受託者」国会（議員）のさらに先に、「受託者」国会（議員）—「受益者」国民という結びつきまでも、見通している。

この大きな結びつきを、国会議員の選挙制度における定数配分のあり方に落とし込めば、1対2は投票価値の平等・不平等の一つの基準などに見なされうるものではなくなる。

なぜなら、「委託者」国民は「受益者」国民と同視されるべきは当然であり、すると「委託者」国民から信託された諸事項を、立法や予算の適切な政策決定によって「受益者」国民に送り返すべき「受託者」国会（議員）は、まずもって選挙制度で適切に選出された議員でなければならないからである。

「委託者」国民と「受益者」国民を、「委託者」として見るか、「受益者」として見るかの観点の相違はあれ、委託者は受益者と基本的に同等・同一の国民である。

そうであれば、「委託者」国民から信託を受けた「受託者」国会（議員）は、国民からの委託を受けて「受益者」国民の利益を実現しなければならず、受託（すなわち国会による政策）の内容の是非以前に、「委託者」国民の信託を、正確に「受託」しなければならない。

日本国憲法前文が「信託」として、すなわち、委託—受託—受益という関係において、国民—国会（議員）—国民を捉えたからには、選挙における投票価値の平等は、1対1以外には、基本的に成立しえないと見るほかはない。

#### 4 信託により、国会（議員）の選出をめぐる次の選挙が成立すること

1対1という選挙制度における投票価値の基準は、「受託者」としての国会（議員）が、国民代表として主権者国民の委託を正確に受け取り、「受益者」としての国民に適切な政策を送り返すことの、必須の要件である。もし、この要件が満たされなければ、国民が次の選挙でしかるべき国会（議員）を「受託者」として選出することもかなわない。

日本国憲法前文の「信託」は、委託者—受託者—受益者という三位一体の関係を、国民—国会（議員）—国民に用いることによって、国民の下での国会（議員）が、一回限りのものではないことを、理論的に証明しているものと思われる。

すなわち、「委託者」である国民が、「受託者」である国会（議員）の適切な活動により、「受益者」である国民として、各自それぞれ適切な利益を受け取る。そして、次の選挙で「委託者」である国民が、しかるべき「受託者」として国会（議員）を選出する。

この、良き意味での循環論法が成り立つためには、まずもって、国会（議員）の定数配分は、1対1を基準とする。

#### 5 まとめ

要するに、日本国憲法前文の「信託」は、第一に、国民が国会（議員）の活動を、我が事のように受け取り、第二に、しかしその内容に不満や将来的な別の意欲が国民に生ずれば、第三に、それは次の選挙で新たな信託の下、新たな「受託者」としての国会（議員）を選出する、という意味での代表民主主義を、国民に示している。

「信託」は、受託者がいかに有益な活動を行い、受益者国民に対してたくさん利益を与えるか、という観点からの、いわば実体的な（結果的価値のみに着目した）制度ではない。「信託」は、委託者の委託を受託者が正確に受け取り、委託者の委託に即した利益を、受託者が正確に受益者に交付する、という、その意味での手続き論的な制度であるはずであろう。

日本国憲法前文が「信託」によって、国民代表としての国会（議員）にどのような役割を求めているかは、まずもって、主権者国民の国民代表として国会（議員）を正確に選出することから始まる。

すなわち、1対1という投票価値の平等こそが、日本国憲法前文の「信託」が言わんとした国民—国会（議員）—国民という流れにとり、必須の要件とみなされるべきである。

（以上）

---

#### ◆棟居快行（むねすえ としゆき）さんのプロフィール

東京大学法学部卒業

東京大学法学部助手、神戸大学法学部教授、成城大学法学部教授、北海道大学大学院法学研究科教授、大阪大学大学院高等司法研究科教授、国立国会図書館専門調査員(主任)を経て、現在、専修大学専門職大学院法務研究科教授、大阪大学名誉教授

# 立法権・国会・議員・政党 # 法の下での平等 # 国民主権・民主主義 # 選挙制度・一人一票 # おすすめ # 日本国憲法前文 # 信託

---

④前のページに戻る

法学館

オピニオン

憲法関連トピックス

Law Journal

憲法研究所

Mail : info★jicl.jp

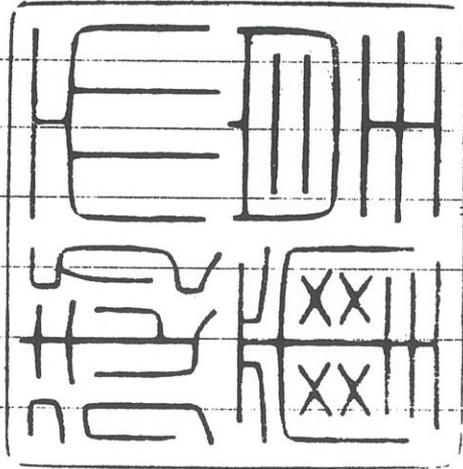
※メールを送る際は、「★」を  
「@」に変えて、お送りくださ  
い。



法律第四十七號

朕樞密顧問、諮詢ヲ經テ帝國議會、協  
賛ヲ經タル衆議院議員選舉法改正法律  
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

嘉  
仁



大正十四年五月五日

内閣總理大臣子爵 加藤 高明

逓信大臣 大 養 毅

陸軍大臣 宇 垣 一成

海軍大臣 野 澤 壽 一

外務大臣男爵 幣 原 喜 喜 郎

内務大臣 大 塚 敬 三

文部大臣 石 田 正 平

鐵道大臣 仙 石 眞

藏大臣 濱 口 雄 幸

司法大臣 小 川 平 五

農工大臣 野 田 大 郎

農林大臣 野 村 胡 堂

法律第四十七號  
衆議院議員選挙法

第二章 選挙ニ關スル區域

第一條 衆議院議員ハ各選挙區ニ於テ之ヲ選挙ス

選挙區及各選挙區ニ於テ選挙スヘキ議員ノ數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

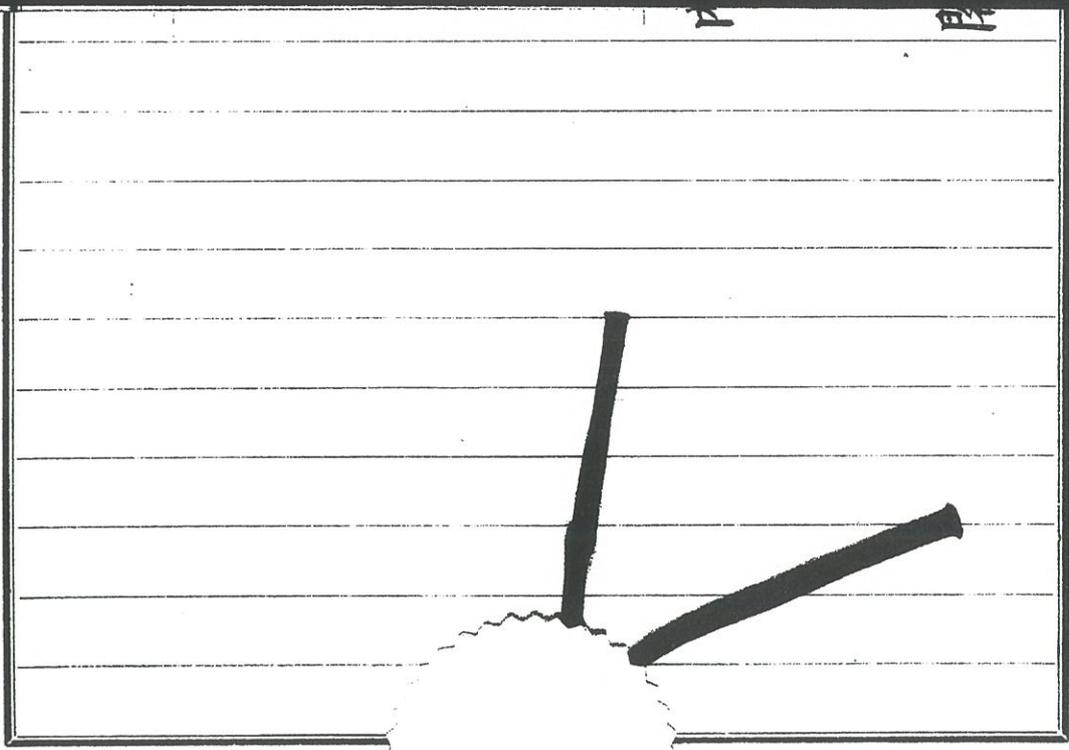
第二條 投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル

地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規定ニ依リ設ケタル投票區ノ投票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三條 開票區ハ郡市ノ區域ニ依ル



地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ郡市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設クルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規定ニ依リ設クル開票區ノ開票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以  
テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四條 行政區畫ノ變更ニ因リ選舉區ニ異動ヲ生スルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ

第二章 選舉權及被選舉權

第五條 帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス

帝國臣民タル男子ニシテ年齡三十年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス

第六條 左ニ掲ケル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

- 一 禁治產者及準禁治產者
- 二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三 ~~貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受ケル者~~  
~~貧困ノ為公私ノ救恤ヲ受ケル者~~

四 一定ノ住居ヲ有セサル者

五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

六 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃  
至第三十九章ニ掲ケル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受  
クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ  
期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲ケル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ  
處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第七條 華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ

召集中ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第八條 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

第九條 在職ノ官内官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、檢察、朝鮮總督府檢察、臺灣總督府法院檢察官、關東廳法院檢察官、南洋廳檢察、陸軍法務官、海軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計検査官、收稅官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十條 官吏及待遇官吏ハ左ニ掲クル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼スルコトヲ得ス

- 一 國務大臣
- 二 内閣書記官長
- 三 法制局長官
- 四 各省政務次官

五 各省參事官

六 内閣總理大臣秘書官

七 各省秘書官

第十一條 北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ス

第三章 選舉人名簿

第十二條 町村長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ<sup>一年</sup>六月以上其ノ町村内ニ住居ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ選舉人名簿二本ヲ調製シ十月十五日迄ニ之ヲ郡長ニ送付スヘシ

郡長ハ町村長ヨリ送付シタル名簿ヲ調査シ其ノ修正スヘキモノハ修正ヲ加ヘ一本ハ十月三十一日迄ニ之ヲ町村長ニ返付スヘシ

市長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ<sup>一年</sup>六月以上其ノ市内ニ住居ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第二項又ハ前項ノ住居ニ關スル要件ヲ具備セザル選舉人ハ選舉人名簿ニ登録セラルルコトヲ得  
ス

選舉人名簿ハ選舉人ノ氏名住居及生年月日等ヲ記載スヘシ

第二項又ハ第三項ノ住居ニ關スル期間ハ行政區畫變更ノ爲中斷セラルルコトナシ

第十三條 郡長及市町村長ハ十一月五日ヨリ十五日間郡市役所 町村役場又ハ其ノ指定シタル場

所ニ於テ選舉人名簿ヲ縦覽ニ供スルコトヲ得

郡長及市町村長ハ縦覽開始ノ日ヨリ少クモ三日日前ニ縦覽ノ場所ヲ告示スヘシ

第十四條 選舉人名簿ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ選舉人ハ理由書及證據ヲ具ヘ其ノ修正

ヲ郡市長ニ申立ツルコトヲ得

縦覽期限ヲ經過シタルトキハ前項ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 郡市長ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日

ヨリ二十日以内ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ修

正シ其ノ旨ヲ申立人及關係人ニ通知シ併セテ之ヲ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラスト決定シタ

ルトキハ其ノ旨ヲ申立人ニ通知スヘシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ郡長ハ直ニ其ノ旨ヲ關係町村長ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ町村長ハ直ニ名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第十六條 前條郡市長ノ決定ニ不服アル申立人又ハ關係人ハ郡市長ヲ被告トシ決定ノ通知ヲ受ケ

タル日ヨリ七日以内ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スルコトヲ得ス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第十七條 選舉人名簿ハ十二月二十日ヲ以テ確定ス

選舉人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄之ヲ据置クヘシ但シ確定判決ニ依リ修正スヘキモノハ郡市

長ニ於テ直ニ之ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ郡長ハ直ニ其ノ旨ヲ關係町村長ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ町村長ハ直ニ名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ必要アルトキハ更ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

前項選舉人名簿ノ調製及其ノ期日、縦覧權定ニ關スル期日、期間等ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四章 選舉、投票及投票所

第十八條 總選舉ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日ニ之ヲ行フヲ例トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ議員ノ任期終リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ行フコトヲ妨ケス

議會開會中又ハ議會閉會ノ日ヨリ二十五日以内ニ議員ノ任期終ル場合ニ於テハ總選舉ハ議會閉會ノ日ヨリ二十六日以後三十日以内ニ之ヲ行フ

衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ總選舉ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行フ

總選舉ノ期日ハ勅命ヲ以テ之ヲ定メ少クトモ二十五日前ニ之ヲ公布ス

第十九條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第二十條 市町村長ハ投票管理者ト爲リ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第二十一條 投票所ハ市役所、町村役場又ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

第二十二條 投票管理者ハ選舉ノ期日ヨリ少クトモ五日前ニ投票所ヲ告示スヘシ

第二十三條 投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ク

第二十四條 議員候補者ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人一人ヲ定メ選舉ノ期日ノ前日迄ニ投票管理者ニ届出ツルコトヲ得但シ議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ其ノ届出テタル投票立會人ハ其ノ職ヲ失フ

前項ノ規定ニ依ル投票立會人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セサルニ至リタルトキ又ハ投票

立會人ニシテ參會スル者投票所ヲ開クヘキ時刻ニ至リ三人ニ違セサルトキ若ハ其ノ後三人ニ違セサルニ至リタルトキハ投票管理着ハ其ノ投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ違スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立會ハシムヘシ

投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十五條 選舉人ハ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ  
投票管理着ハ投票ヲ爲サントスル選舉人ノ本人ナリヤ否ヤヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣言セシムヘシ其ノ宣言ヲ爲ササル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條 投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スヘシ

第二十七條 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

第二十八條 投票ニ關スル記載ニ付テ分勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス

第二十九條 選舉人名簿ニ登録セラレサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ登録セラレヘキ確定判決書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理着ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムヘシ

第三十條 選舉人名簿ニ登録セラレタル者選舉人名簿ニ登録セララルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス選舉ノ當日選舉權ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ  
自ラ議員候補者ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第三十一條 投票ノ拒否ハ投票立會人ノ意見ヲ聽キ投票管理着之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ヲ受ケタル選舉人不服アルトキハ投票管理着ハ假ニ投票ヲ爲サシムヘシ

前項ノ投票ハ選舉人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シ投函セシムヘシ

投票立會人ニ於テ異議アル選舉人ニ對シテモ亦前二項ニ同シ

第三十二條 投票所ヲ閉ツヘキ時刻ニ至リタルトキハ投票管理着ハ其ノ旨ヲ告ケテ投票所ノ入口

ラ鎖シ投票所ニ在ル選挙人ノ投票終了スルヲ待チテ投票函ヲ閉鎖スヘシ

投票函閉鎖後ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第三十三條 勅令ヲ以テ指定スルニ義務ヲ從事スル選挙人ニシテ勅令ノ定ムル義務上ノ事由ニ因リ

選挙ノ當日未ダ投票庫内ニ在ラズト爲自ラ投票所ニ到リ投票ヲ爲シ能ハサルヘキコトヲ證スル

者ノ投票ニ關シテハ第二十五條第二十六條第二十七條第一項第二十九條但書及第三十一條ノ

規定ニ拘ラス勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十四條 投票管理者ハ投票録ヲ作り投票ニ關スル順次ヲ記載シ投票立會人ト共ニ之ニ署名ス

ヘシ

第三十五條 投票管理者ハ一人又ハ數人ノ投票立會人ト共ニ町村ノ投票區ニ於テハ投票ノ翌日迄

ニ市ノ投票區ニ於テハ投票ノ當日投票函投票録及選挙人名簿ヲ開票管理者ニ送致スヘシ

第三十六條 島嶼其ノ他交通不便ノ地ニシテ前條ノ期日ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情況ア

リト認めルトキハ地方長官ハ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ開票ノ期日迄ニ其ノ投票函投票録

及選挙人名簿ヲ送致セシムルコトヲ得

第三十七條 天災其ノ他避クヘカサル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得サルトキ又ハ更ニ投票ヲ

行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選挙長ヲ經テ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於

テハ地方長官ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムヘシ但シ其ノ期日ハ少シトモ五日前ニ之ヲ告示

セシムヘシ

第三十八條 第七十五條又ハ第七十九條ノ選挙ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選挙ヲ以テ合併シ

テ之ヲ行フ

第三十九條 何人ト雖選挙人ノ投票シタル被選挙人ノ氏名ヲ陳述スルノ義務ナシ

第四十條 投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ請求スル

コトヲ得

第四十一條 選挙人投票所ノ事務ニ従事スル者投票所ヲ監視スル職權ヲ有スル者及警察官吏ニ非サレバ投票所ニ入ルコトヲ得ス

第四十二條 投票所ニ於テ演説討論ヲ爲シ若ハ喧騒ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他投票所ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲ制止シ命ニ従ハサルトキハ投票所外ニ退出セシムヘシ

第四十三條 前條ノ規定ニ依リ投票所外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルコトヲ妨ケス

第五章 開票及開票所

第四十四條 新市長ハ開票管理者ト爲リ開票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第四十五條 開票所ハ新市役所又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

第四十六條 開票管理者ハ課メ開票ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第四十七條 第二十四條ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ準用ス

第四十八條 開票管理者ハ細テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日ノ翌日開票所ニ於テ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

第四十九條 前條ノ計算終リタルトキハ開票管理者ハ先ツ第三十二條第二項及第四項ノ投票ヲ調査シ開票立會人ノ意見ヲ聽キ其ノ受理如何ヲ決定スヘシ

開票管理者ハ各投票所ノ投票ノ結果ト開票立會人ト共ニ投票ノ點檢スヘシ

投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選挙長ニ報告スヘシ

第五十條 選挙人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十一條 投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ開票管理者之ヲ決定スヘシ

第五十二條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
- 二 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四 被選挙權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位職業身分住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ
- 七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカラ確認シ難キモノ
- 八 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第七十五條又ハ第七十九條ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限り之ヲ適用ス

第五十三條 投票ハ有效無效ヲ區別シ議員ノ任期間開票管理者ニ於テ之ヲ保存スヘシ

第五十四條 開票管理者ハ開票録ヲ作り開票ニ關スル隨末ヲ記載シ開票立會人ト共ニ署名シ投票録ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第五十五條 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ハタル場合ノ開票ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スヘシ

第五十六條 第三十七條ノ規定ハ但書ヲ除キ開票ニ之ヲ適用ス

第五十七條 開票所ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ適用ス

第六章 選舉會

第五十八條 地方長官ハ各選舉區内ニ於ケル郡市長ノ中ニ就キ選舉長ヲ定ムヘシ但シ一縣一選舉區タル場合ニ於テハ其ノ地方長官ヲ一市一選舉區タル場合ニ於テハ其ノ市長ヲ選舉長トス  
選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

第五十九條 選舉會ハ選舉長ノ屬スル縣廳若ハ郡市役所又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

- 第六十條 選挙長ハ豫メ選挙會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ
- 第六十一條 第二十四條ノ規定ハ選挙立會人ニ之ヲ準用ス
- 第六十二條 選挙長ハ總テノ開票管理者ヨリ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日  
選挙會ヲ開キ選挙立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スヘシ
- 選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ選挙ヲ行ヒタル場合ニ於テ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタルトキ  
ハ選挙長ハ前項ノ例ニ依リ選挙會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之ヲ調査スヘシ
- 第六十三條 選挙人ハ其ノ選挙會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得
- 第六十四條 選挙長ハ選挙録ヲ作り選挙會ニ開スル順未ラ記載シ選挙立會人ト共ニ署名シ第四十  
九條第三項ノ報告ニ關スル書類ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ
- 第六十五條 第三十七條ノ規定ハ但書ヲ除キ選挙會ニ之ヲ準用ス
- 第六十六條 選挙會場ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス

第七章 議員候補者及當選人

- 第六十七條 議員候補者ヲラムトスル者ハ選挙ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選挙ノ期日  
前七日迄ニ其ノ旨ヲ選挙長ニ届出ツヘシ
- 選挙人名簿ニ記載セラレタル者他人ヲ議員候補者ト爲サムトスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推  
薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得
- 前二項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定數ヲ超ユル場合ニ於テ其  
ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例  
ニ依リ選挙ノ期日ノ前日迄議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得
- 議員候補者ハ選挙長ニ届出ヲ爲スニ非サレハ議員候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ス
- 前四項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知りタルトキハ選挙長ハ直ニ其  
ノ旨ヲ告示スヘシ

第六十八條 議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

議員候補者ノ得票數其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一ニ達セサルトキハ前項ノ供託物ハ政府ニ歸屬ス

議員候補者選舉ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前項ノ規定ヲ適用ス但シ被選舉權ヲ有セサルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十九條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢モ亦同シキトキハ選舉會ニ於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ

得ル場合ニ於テハ選舉會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ

當選人當選ヲ辭シタルトキハ死亡者ナルトキ又ハ第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

當選人第八十四條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキハ選舉會ヲ開キ其ノ第七十四條ノ規定ニ依ル當選承諾届出期限前ナル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依リ其ノ届出期限經過後ナル場合ニ於テハ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

前三項ノ場合ニ於テ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキハ之ヲ當選人ト定ムルコトヲ得ス

第七十條 當選人選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキハ當選ヲ失フ

第七十二條 第六十七條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出アリタル議員候補者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定數ヲ超セサルトキハ其ノ選挙區ニ於テハ投票ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セサルトキハ選挙長ハ直ニ其ノ旨ヲ投票管理者ニ通知シ併セテ之ヲ告示シ且地方長官ニ報告スヘシ

投票管理者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第二項ノ場合ニ於テハ選挙長ハ選挙ノ期日ヨリ五日以内ニ選挙會ヲ開キ議員候補者ヲ以テ當選人ト定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ議員候補者ノ被選挙權ノ有無ハ選挙立會人ノ意見ヲ聽キ選挙長之ヲ決定スヘシ

第七十三條 當選人定リタルトキハ選挙長ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選人ノ氏名ヲ告示シ且當選人ノ氏名、得票數及其ノ選挙ニ於ケル有效投票ノ總數其ノ他選挙ノ願未ラ地方長官ニ報告スヘシ

當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルトキハ選挙長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且之ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十四條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルモ否ヤラ選挙長ニ届出ツヘシ

一人ニシテ數選挙區ノ當選ヲ承諾スルコトヲ得ス

選挙長第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十五條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲ササルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第七十六條 左ニ掲ケル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選挙ヲ行フコトヲシテ當選人ヲ定メ得ルトキヲ除ク外地方長官ハ選挙ノ期日ヲ定メ少クとも十四日前ニ之ヲ告示シ更ニ選挙

行ハシムベシ但シ同一人ニ關シ左ニ掲ケル其ノ他ノ事由ニ依リ又ハ第七十九條第六項ノ規定  
 ニ依リ選舉ノ期日ヲ告示シタルトキ此ノ限ニ在ラスハ前項ノ規定ニ依リ  
 一、當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルトキ  
 二、當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡シタルトキ  
 三、當選人第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ  
 四、第八十二條又ハ第八十三條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選人ナキニ至リ又ハ當選人其ノ選舉  
 ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルニ至リタルトキ  
 五、當選人第八十四條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ  
 六、當選人第百二十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキ  
 第九章ノ規定ニ依リ訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依リ選舉ヲ行フコトヲ得其ノ出訴アリタ  
 ル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ

第一項ノ選舉ノ期日ハ第九章ノ規定ニ依リ訴訟ノ出訴期間満了ノ日、其ノ出訴アリタル場合ニ  
 於テハ地方長官第八十六條第一項ノ規定ニ依リ訴訟繫屬セザルニ至リタル旨ノ大審院長ノ通  
 知ヲ受ケタル日又ハ第四百四十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル日より二十日ヲ超ユルコトヲ  
 得ス

第一項各號ノ一ニ該當スル事由議員ノ任期ノ終ル前六月以内ニ生シタルトキハ第一項ノ選舉ハ  
 之ヲ行ハス

第七十六條 當選人當選ヲ承諾シタルトキハ地方長官ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ氏名ヲ告示シ  
 且之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

第七十七條 第九章ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果選舉若ハ當選無効ト爲リタルトキ又ハ當選人第百三  
 十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキハ地方長官ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第八章 議員ノ任期及補闕

第七十八條 議員ノ任期ハ四年トシ總選挙ノ期日ヨリ之ヲ起算ス但シ議會開會中ニ任期終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第七十九條 議員ニ闕員ヲ生スルモ其ノ闕員ノ數同一選挙區ニ於テ二人ニ達スル迄ハ補闕選挙ハ之ヲ行ハス

議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ内務大臣ハ議院法第八十四條ノ規定ニ依ル衆議院議長ノ通牒ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ地方長官ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ闕員ト爲リタル議員カ第七十四條ノ規定ニ依ル當選承諾届出ノ期限前ニ於テ闕員ト爲リタル者ナル場合ニ於テ第六十九條第二項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ於テ闕員ト爲リタル者ナル場合ニ於テ第六十九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者アルトキハ直ニ議員闕員ト爲リタル旨ヲ選挙長ニ通知スヘシ

選挙長ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ第六十九條第四項乃至第六項ノ規定ヲ準用シ當選人ヲ定ムヘシ

地方長官ハ第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル場合ニ於テ第三項ノ規定ノ適用アルトキ及同一人ニ關シ第七十五條ノ規定ニ依リ選挙ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除ク外其ノ闕員ノ數同一選挙區ニ於テ二人ニ達スルヲ待テ最後ニ第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補闕選挙ヲ行ハシムヘシ

補闕選挙ノ期日ハ地方長官少シトモ十四日前ニ之ヲ告示スヘシ

第七十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ補闕選挙ニ之ヲ準用ス

第八十條 補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第九章 訴訟

第八十一條 選挙ノ效力ニ關シ異議アル選挙人又ハ議員候補者ハ選挙長ヲ被告トシ選挙ノ日ヨリ

三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第八十二條 選挙ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選挙ノ結果ニ異動ヲ及ボスノ虞アル場合ニ限

リ裁判所ハ其ノ選挙ノ全部又ハ一部ヲ無効ヲ判決スヘシ

第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ニ於テモ其ノ選挙前項ノ場合ニ該當スルトキハ裁判所ハ其ノ全部又ハ一部ヲ無効ヲ判決スヘシ

第八十三條 當選ヲ失ヒタル者當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第二項及第三項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得但シ第六十九條第二項但

書ニ定メタル得票ニ違シタリトノ理由第六十九條第六項若ハ第七十條ノ規定ニ該當セズトノ理由又ハ第七十一條第五項ノ決定違法ナリトノ理由ニ因リ出訴スル場合ニ於テハ選挙長ヲ被告トスヘシ

前項ノ規定ニ依ル訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス

第八十四條 第一百條ノ規定ニ依リ當選ヲ無効ナリト認ムル選挙人又ハ議員候補者ハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第八十五條ノ規定ニ依リ選挙事務長カ第八十二條又ハ第八十三條ノ規定ニ該當セズトシテ其ノ當選ヲ無効ナリト認ムル選挙人又ハ議員候補者當選シタル選挙人ヲ被告トシ其ノ裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第八十六條 本章ノ規定ニ依ル訴訟ノ提起アリタルトキハ大審院長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ訴訟ノ廢棄セサルニ至リタルトキ亦同シ

本章ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタルトキハ大審院長ハ其ノ判決書ノ原本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ帝國議會開會中ナルトキハ併セテ之ヲ衆議院議長ニ送付スヘシ

第八十七條 本章ノ規定ニ依ル訴訟ヲ提起セムトスル者ハ保證金トシテ三百圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

原告敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セサルトキハ保證金ヲ以テ

三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第八十二條 選挙ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選挙ノ結果ニ異動ヲ及ボスノ虞アル場合ニ限リ裁判所ハ其ノ選挙ノ全部又ハ一部ヲ無効ヲ判決スヘシ

第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ニ於テモ其ノ選挙前項ノ場合ニ該當スルトキハ裁判所ハ其ノ全部又ハ一部ヲ無効ヲ判決スヘシ

第八十三條 當選ヲ失ヒタル者當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第一項及第三項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得但シ第六十九條第三項但書ニ定メタル得票ニ違シタリトノ理由、第六十九條第五項若ハ第七十條ノ規定ニ該當セズトノ理由又ハ第七十一條第五項ノ決定違法ナリトノ理由ニ因リ出訴スル場合ニ於テハ選挙其ヲ被告トスヘシ

前項ノ規定ニ依ル訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス

...

第八十五條 裁判所ハ本章ノ規定ニ依ル訴訟ヲ裁判スルニ當リ檢事ヲシテ口頭辯論ニ立會ハシム

第八十六條 本章ノ規定ニ依ル訴訟ノ提起アリタルトキハ大審院長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ訴訟ノ繫屬セザルニ至リタルトキ亦同シ

本章ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタルトキハ大審院長ハ其ノ判決書ノ原本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ帝國議會開會中ナルトキハ併セテ之ヲ衆議院議長ニ送付スヘシ

第八十七條 本章ノ規定ニ依ル訴訟ヲ提起セムトスル者ハ保證金トシテ三百圓又ハ之ニ相當スル額同ノ國幣證書ヲ供託スルコトヲ要ス

原告敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セザルトキハ保證金ヲ以テ

之ニ承認シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴ス

第十章 選挙運動

第八十八條 議員候補者ハ選挙事務長一人ヲ選任スヘシ但シ議員候補者自ラ選挙事務長ト爲リ又

ハ推薦届出者推薦届出者數人アルトキハ其ノ代表者議員候補者ノ承諾ヲ得テ選挙事務長ヲ選任シ若ハ自ラ選挙事務長ト爲ルコトヲ妨ケス

議員候補者ノ承諾ヲ得スシテ其ノ推薦ノ届出ヲ爲シタル者ハ前項但書ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セス

議員候補者ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ選挙事務長ヲ解任スルコトヲ得選挙事務長ヲ選任シタル推薦届出者ニ於テ議員候補者ノ承諾ヲ得タルトキ亦同シ

選挙事務長ハ文書ヲ以テ議員候補者及選任者ニ通知スルコトニ依リ解任スルコトヲ得

選挙事務長ノ選任者自ラ選挙事務長ト爲リタル者ヲ含ム以下之ニ同シハ直ニ其ノ旨ヲ選挙區

内警察官署ノ一ニ届出ツヘシ

選挙事務長ニ異動アリタルトキハ前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者直ニ其ノ届出ヲ爲シタル

警察官署ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第九十五條ノ規定ニ依リ選挙事務長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ハ前項ノ例ニ依リ届出ツヘシ其ノ之ヲ罷メタルトキ亦同シ

第八十九條 選挙事務長ニ非カレハ選挙事務所ヲ設置シ又ハ選挙委員若ハ選挙事務員ヲ選任スルコトヲ得ス

選挙事務長ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ選挙委員又ハ選挙事務員ヲ解任スルコトヲ得

選挙委員又ハ選挙事務員ハ文書ヲ以テ選挙事務長ニ通知スルコトニ依リ解任スルコトヲ得

選挙事務長選挙事務所ヲ設置シ又ハ選挙委員若ハ選挙事務員ヲ選任シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ

前條第五項ノ届出アリタル警察官署ニ届出ツヘシ選挙事務所又ハ選挙委員若ハ選挙事務員ニ異

動アツタルト亦同シ

第九十條 選挙事務所ハ議員候補者一人ニ付七箇所ヲ超ユルコトヲ得ス

選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ選挙ヲ行フ投書又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ選挙事務所ハ前項ニ掲タル數ヲ超エサル範圍内ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ定メタル數ヲ超ユルコトヲ得ス

地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)前項ノ規定ニ依リ選挙事務所ノ數ヲ定メタル場合ニ於テハ選挙ノ期日ノ告示アリタル後直ニ之ヲ告示スヘシ

第九十一條 選挙事務所ハ選挙ノ當日ニ限リ投票所ヲ設ケタル場所ノ人口ヨリ三可以内ノ區域ニ之ヲ置クコトヲ得ス

第九十二條 休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ハ選挙運動ノ爲メ設ケタルコトヲ得ス

第九十三條 選挙委員及選挙事務員ハ議員候補者一人ニ付通シテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第九十條第二項及第三項ノ規定ハ選挙委員及選挙事務員ニ關シ之ヲ準用ス

第九十四條 選挙事務長選挙權ヲ有セタル者ナルトキ又ハ第九十九條第二項ノ規定ニ依リ選挙運動ヲ爲スコトヲ得タル者ナルトキハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ直ニ其ノ解任又ハ選任ヲ命スヘシ

第八十九條第一項ノ規定ニ違反シテ選挙事務所ノ設置アリト認ムルトキハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ直ニ其ノ選挙事務所ノ閉鎖ヲ命スヘシ第九十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選挙事務所ノ設置アリト認ムルトキハ其ノ超過シタル數ノ選挙事務所ニ付亦同シ

前條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選挙委員又ハ選挙事務員ノ選任アリト認ムルトキハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ直ニ其ノ超過シタル數ノ選挙委員又ハ選挙事務員ノ解任ヲ命スヘシ選挙委員又ハ選挙事務員選挙權ヲ有セタル者ナルトキ又ハ第九十九條第二項ノ規定ニ依リ

選挙運動ヲ爲スコトヲ得サル者ナルトキ其ノ選挙委員又ハ選挙事務員ニ付亦同シ

第九十五条 選挙事務長故障アルトキハ選任者代リテ其ノ職務ヲ行フ

推薦届出者タル選任者モ亦故障アルトキハ議員候補者ノ承諾ヲ得シテ其ノ推薦ノ届出ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外議員候補者代リテ其ノ職務ヲ行フ

第九十六条 議員候補者、選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ニ非サレハ選挙運動ヲ爲スコトヲ得ズ但シ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ハ此ノ限ニ在ラス

第九十七条 選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ハ選挙運動ノ爲ニ要スル飲食物、船車馬等ノ供給又ハ旅費、宿泊料其ノ他ノ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得演説又ハ推薦状ニ依リ選挙運動ヲ爲ス者其ノ運動ヲ爲スニ付亦同シ

選挙事務員ハ選挙運動ヲ爲スニ付報酬ヲ受クルコトヲ得

第九十八条 何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得

ス

何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連續シテ個個ノ選挙人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選挙運動ヲ爲スコトヲ得ス

第九十九条 選挙權ヲ有セサル者ハ選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ト爲ルコトヲ得ス

選挙事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於ケル選挙運動ヲ爲スコトヲ得ス

第一百條 内務大臣ハ選挙運動ノ爲頒布シ又ハ揭示スル文書圖畫ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

### 第十一章 選挙運動ノ費用

第一百一條 立候補準備ノ爲ニ要スル費用ヲ除クノ外選挙運動ノ費用ハ選挙事務長ニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ズ但シ議員候補者、選挙委員又ハ選挙事務員ハ選挙事務長ノ文書ニ依ル承諾ヲ得テ之ヲ支出スルコトヲ妨ケス

議員候補者、選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ニ非サル者ハ選挙運動ノ費用ヲ支出スルコトヲ得ス但シ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ノ費用ハ此ノ限ニ在ラス

第二百二條 選挙運動ノ費用ハ議員候補者一人ニ付左ノ各號ノ額ヲ超ニルコトヲ得ス

- 一 選挙区内ノ議員ノ定數ヲ以テ選挙人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額
  - 二 選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ選挙ヲ行フ場合ニ於テハ選挙区内ノ議員ノ定數ヲ以テ選挙人名簿確定ノ日ニ於テ關係區域ノ選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額
  - 三 第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ在リテハ警視總監ニ必要アリト認ムルトキハ之ヲ減額スルコトヲ得
- 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ選挙ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル後直ニ前項ノ規定

ニ依ル額ヲ告示スヘシ

第二百三條 選挙運動ノ爲メ財産上ノ義務ヲ負擔シ又ハ建物、船、車、馬、印刷物、飲食物、其ノ他ノ金錢以外ノ財産上ノ利益ヲ使用シ若ハ費消シタル場合ニ於テハ其ノ義務又ハ利益ヲ時價ニ見積リタル金額ヲ以テ選挙運動ノ費用ト看做ス

第二百四條 左ノ各號ニ掲グル費用ハ之ヲ選挙運動ノ費用ニ非サルモノト看做ス

- 一 議員候補者カ採用スル船、車、馬等ノ爲メ必要ナル費用
  - 二 選挙ノ期日後ニ於テ選挙運動ノ残務整理ノ爲メ必要ナル費用
  - 三 選挙委員又ハ選挙事務員ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選挙事務長ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ但シ第二百一條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 四 第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタル後議員候補者、選挙事務長、選挙委員又ハ選挙事務員ニ非サル者ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選挙事務長ト意思ヲ通シテ支出シ

タル費用以外ノモノ但シ第百一條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

五 立候補準備ノ爲ニ要シタル費用ニシテ議員候補者若ハ選挙事務長ト爲リタル者ノ支出シタル費用又ハ其ノ者ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ

第百五條 選挙事務長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ備ヘ之ニ選挙運動ノ費用ヲ記載スヘシ

第百六條 選挙事務長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ選挙運動ノ費用ヲ計算シ選挙ノ期日ヨリ七日以内ニ第八十八條第五項ノ届出アリタル警察官署ヲ經テ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ届出ツヘシ

地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ前項ノ規定ニ依リ届出アリタル選挙運動ノ費用ヲ告示スヘシ

第百七條 選挙事務長ハ前條第一項ノ届出ヲ爲シタル日ヨリ一年間選挙運動ノ費用ニ關スル帳簿及書類ヲ保存スヘシ

前項ノ帳簿及書類ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百八條 警察官吏ハ選挙ノ期日後何時ニテモ選挙事務長ニ對シ選挙運動ノ費用ニ關スル帳簿又ハ書類ノ提出ヲ命シ之ヲ検査シ又ハ之ニ關スル説明ヲ求ムルコトヲ得

第百九條 選挙事務長辭任シ又ハ解任セラレタル場合ニ於テハ遑滞ナク選挙運動ノ費用ノ計算ヲ爲シ新ニ選挙事務長ト爲リタル者ニ對シ新ニ選挙事務長ト爲リタル者ナキトキハ第九十五條ノ規定ニ依リ選挙事務長ノ職務ヲ行フ者ニ對シ選挙事務所 選挙委員 選挙事務員其ノ他ニ關スル事務ト共ニ其ノ引繼ヲ爲スヘシ第九十五條ノ規定ニ依リ選挙事務長ノ職務ヲ行フ者事務ノ引繼ヲ受ケタル後新ニ選挙事務長定リタルトキ亦同シ

第百十條 議員候補者ノ爲メ支出セラレタル選挙運動ノ費用カ第百二條第二項ノ規定ニ依リ告示セラレタル額ヲ超エタルトキハ其ノ議員候補者ノ當選ヲ無効トス但シ議員候補者及推薦届出者カ選挙事務長又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シ且選挙事務長

又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テ選挙運動ノ費用ノ支出ニ付過失ヲカガシトキハ此ノ限  
ニ在ラス

（第十三章ノ罰則）

第一百十一條 詐偽方法ヲ以テ選挙人名簿ニ登録セラルル者又ハ第二十五條第二項ノ場合ニ於  
テ虚偽ノ宣言ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十二條 左ノ各號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金  
ニ處ス

一 選挙運動ヲ得若ハ得シタル又ハ得シメサル目的ヲ以テ選挙人又ハ選挙運動者ニ對シ金錢物品其  
他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ響應接待其  
他ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ

二 選挙運動ヲ得若ハ得シタル又ハ得シメサル目的ヲ以テ選挙人又ハ選挙運動者ニ對シ其ノ者又ハ其

ノ者ノ關係アル社寺學校會社組合市町村等ニ對スル用水小作賃權寄附其ノ他特殊ノ直接  
利益關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

三 投票ヲ爲シ若ハ爲サザルコト、選挙運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シ  
タルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選挙人又ハ選挙運動者ニ對シ第一號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタ  
ルトキ

四 第一號若ハ前號ノ供與、響應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ前號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第  
二號ノ誘導ニ應ジ若ハ之ヲ促シタルトキ

五 前各號ニ掲ケル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

第一百十三條 左ノ各號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰  
金ニ處ス

一 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メシムル目的ヲ以テ議員候補者

若ハ議員候補者タラムトスル者ニ對シ又ハ當選ヲ辭セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ前條第一號又ハ第二號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタルトキ

二 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メタルコト若ハ當選ヲ辭セタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲シ目的ヲ以テ議員候補者タリシ者議員候補者タラハトシタル者又ハ當選人タリシ者ニ對シ前條第一號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタルトキ

三 前二號ノ供與、響應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、前二號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第一號ノ誘導ニ應ジ若ハ之ヲ促シタルトキ

四 前各號ニ掲ケル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

第百十四條 前二條ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第百十五條 選舉ニ關シ左ノ各號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 選舉人議員候補者議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選人ニ對シ暴行若ハ威力ヲ加ヘ又ハ之ヲ脅引シタルトキ

二 交通若ハ集會ノ便ヲ妨ケ又ハ演說ヲ妨害シ其ノ他偽計詐術等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ

三 選舉人議員候補者議員候補者タラムトスル者、選舉運動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺學校會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人議員候補者議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選人ヲ威逼シタルトキ

第百十六條 選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏又ハ吏員選挙人ニ對シ其ノ投票モ未ダ又ハ投票シタル被選挙人ノ氏名ヲ表示ラ求メタル  
トキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百七條 選挙事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者、選挙人ノ投票シタル被選挙人ノ氏  
名ヲ表示セザル時ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス、其ノ表示セタル事實虚偽ナル  
トキ亦同シ

第一百八條 投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選挙人ノ投票ニ開涉シ又ハ被選挙人ノ  
氏名ヲ通知スル方法ヲ行ヒタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス、然レモ  
法令ノ規定ニ依ラズシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ懲役若  
ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百九條 投票管理者、開票管理者、選挙長、立會人若ハ選挙監視者ニ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ選挙會  
場、開票所若ハ投票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函其ノ他關係書類ヲ扣留、毀壞若ハ奪取セタル者ハ

四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二十條 多衆集合シテ第一百五條第十號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附和隨行シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第一百五條第二號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆集合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受ケルコト三回  
以上ニ及ブモ仍解散セザルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ百圓以下ノ罰金又  
ハ科料ニ處ス

第二十一條 選挙ニ關シ銃砲、刀劍、棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帯シタル者ハ  
二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認めル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

第二百二十二條 前條ノ物件ヲ携帯シテ選挙會場、開票所又ハ投票所ニ入リタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其ノ携帯シタル物件ヲ沒收ス

第二百二十四條 選挙ニ關シ多衆集合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火、松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ、旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ従ハカル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五條 演説又ハ新聞紙雜誌引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラズ第二百二十二條

第二百十三條、第二百十五條、第二百十八條乃至第二百二十二條及前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ入ラ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ新聞紙及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第二百二十六條 演説又ハ新聞紙雜誌引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス左ノ各號ニ

掲グル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙及雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

一 當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ議員候補者ノ身分、職業又ハ經歷ニ關シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

二 當選ヲ得シメタル目的ヲ以テ議員候補者ニ關シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

第二百二十七條 選挙人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐偽ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處

ス

選挙事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若  
ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十八條 立會人正當ノ事故ナクシテ本法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ百圓以下ノ罰金ニ處

ス

第二百二十九條 第九十六條若ハ第九十八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九十四條ノ規定ニ依ル命  
令ニ従ハカル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十條 第九十條第一項第三項ノ規定ニ依ル定數ヲ超ユ若ハ第九十一條ノ規定ニ違反シテ選  
挙事務所ヲ設置シタル者又ハ第九十二條ノ規定ニ違反シテ休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ヲ設  
ケタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十三條ノ規定ニ依ル定數ヲ超ニテ選挙委員又ハ選挙事務員ノ選任ヲ爲シタル者亦前項ニ同

シ

第三百二十一條 第八十九條第一項、第九十九條又ハ第九十條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ  
禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百二十二條 第八十八條第五項乃至第七項又ハ第八十九條第四項ノ届出ヲ怠リタル者ハ百圓以  
下ノ罰金ニ處ス

第九十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者亦前項ニ同シ

第三百二十三條 選挙事務長又ハ選挙事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者第九十條第二項ノ規定ニ依リ  
告示セラレタル額ヲ超ユ選挙運動ノ費用ヲ支出シ又ハ第九十一條第一項但書ノ規定ニ依ル承諾ヲ  
與ヘテ支出セシメタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百二十四條 第九十條ノ規定ニ違反シテ選挙運動ノ費用ヲ支出シタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ  
處ス

第百三十五條 左ノ各號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第百五條ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ備ヘス又ハ帳簿ニ記載ヲ爲サス若ハ之ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ
- 二 第百六條第一項ノ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ
- 三 第百七條第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿又ハ書類ヲ保存セザルトキ
- 四 第百七條第一項ノ規定ニ依リ保存スヘキ帳簿又ハ書類ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ
- 五 第百八條ノ規定ニ依ル帳簿若ハ書類ノ提出若ハ検査ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ説明ノ求ニ應セザルトキ

第百三十六條 當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ掲ケル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス選舉事務長第百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同シ但シ選舉事務長ノ選任及監査員ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキ此ノ限ニ在ラス

第百三十七條 本章ニ掲ケル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間衆議院議員及選舉ニ付本章ノ規定ヲ準用スル議會ノ議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ  
前項ニ規定スル者ト雖情狀ニ因リ裁判所ハ刑ノ言渡ト同時ニ前項ノ規定ヲ適用セス又ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得  
前二項ノ規定ハ第六條第五號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セス

第百三十八條 第百二十七條第三項及第四項ノ罪ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因リテ完成ス  
前項ニ掲ケル罪以外ノ本章ノ罪ノ時効ハ六月ヲ經過スルニ因リテ完成ス但シ犯人逃亡シタルトキハ其ノ期間ハ一年トス

第十三章 補則

第百三十九條 選挙ニ關スル費用ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十條 議員候補者又ハ推薦届出者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ選挙区内ニ在ル選挙人ニ對シ選挙運動ノ爲ニスル通常郵便物ヲ選挙人一人ニ付一通ヲ限リ無料ヲ以テ差出スコトヲ得

公立學校其ノ他勅令ヲ以テ定ムル營造物ノ設備ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演説ニ依ル選挙運動ノ爲其ノ使用ヲ許可スヘシ

第百四十一條 選挙ニ關スル訴訟ニ付テハ本法ニ規定シタルモノヲ除クノ外民事訴訟ノ例ニ依ル

選挙ニ關スル訴訟ニ付テハ裁判所ハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

第百四十二條 第十二章ニ掲グル罪ニ關スル刑事訴訟ニ付テハ上告裁判所ハ刑事訴訟法第四百一十二條第一項ノ期間ニ依ラサルコトヲ得

第百四十三條 當選人其ノ選挙ニ關シ第十二章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ又ハ選挙

事務長第百十二條若ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ裁判所ノ長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ

第百四十四條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第百四十五條 郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法中郡ニ關スル規定ハ島司又ハ北海道廳支廳長ノ管轄區域ニ、郡長ニ關スル規定ハ島司又ハ北海道廳支廳長ニ、郡役所ニ關スル規定ハ島司又ハ北海道廳支廳ニ之ヲ適用ス

市制第六條ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ、市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ、町村役場ニ關スル規定ハ町村役場ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

用ス

第四百十六條 交通至難ノ島嶼其ノ他ノ地ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四百十七條 第三十三條ノ規定ニ依ル投票ニ付テハ其ノ投票ヲ管理スヘキ者ハ之ヲ投票管理  
者其ノ投票ヲ記載スヘキ場所ハ之ヲ投票所其ノ投票ニ立會フヘキ者ハ之ヲ投票立會人ト看做  
シ第十二章ノ規定ヲ適用ス

第四百十八條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者  
ハ之ヲ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ之  
ヲ六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

第四百十九條 明治十三年第三十六號布告刑法第三編第四章第九節ノ規定ハ衆議院議員ノ選挙ニ  
關シテハ之ヲ適用セス

第五百十條 本法ハ東京府小笠原島或北海道釧路支庁管内占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡ニハ  
當分ノ内之ヲ施行セス

附則

本法ハ次ノ總選挙ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ第十八條ノ規定ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ總選  
挙ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル總選挙ニ必要ナル選挙人名簿ニ關シ第十二條、第十三條、第十五條又ハ第十七條  
ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選挙  
人名簿ハ次ノ選挙人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

別表

東京府	選集區	議員數	
東京府	第一區 牛込區 赤坂區 芝區 麹町區 四谷區 有馬區 目黒區 澁谷區 目黒區 澁谷區 目黒區 澁谷區	五	人
	第二區 小石川區 神田區 本郷區 神田區 本郷區 神田區 本郷區 神田區 本郷區 神田區 本郷區 神田區	五	人
	第三區 日本橋區 日本橋區	四	人
	第四區 深川區 深川區	四	人
	第五區 大塚區 大塚區	五	人

京都府	選集區	議員數	
京都府	第一區 上京區 下京區 上京區 下京區 上京區 下京區 上京區 下京區 上京區 下京區 上京區 下京區	五	人
	第二區 長岡京區 長岡京區	三	人
京都府	第六區 北區 南區 北區 南區 北區 南區 北區 南區 北區 南區 北區 南區	五	人
	第七區 八幡市 八幡市	三	人

大阪府	選集區	議員數	
大阪府	第一區 西區 西區	三	人
	第二區 南區 南區	三	人
	第三區 北區 北區	四	人
	第四區 東區 東區	四	人
	第五區 三島區 三島區	四	人

兵庫縣	選集區	議員數	
兵庫縣	第一區 神戶市 神戶市	五	人
	第三區 高座區 高座區	四	人
	第六區 泉北區 泉北區	三	人







石川縣

第一區	雄平 山 河 南 山 北 萬 秋	勝 鹿 北 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
第二區	德 西 東 東 北 鶴	海 田 川 上 山 村 郡 那 郡 那 郡 市	四	人

秋田縣

第一區	雄平 山 河 南 山 北 萬 秋	勝 鹿 北 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
第二區	德 西 東 東 北 鶴	海 田 川 上 山 村 郡 那 郡 那 郡 市	四	人

福井縣

第一區	上 氣 東 西 江 藤 和 津	伊 那 郡 那 郡 那 郡 那 郡 市	四	人
第二區	上 氣 東 西 江 藤 和 津	伊 那 郡 那 郡 那 郡 那 郡 市	四	人

第一區	二 九 下 紫 巖 盛	伊 那 郡 那 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
-----	-------------	---------------------	---	---

第一區	相 變 石 田 石 西 東 大 河	出 葉 城 村 川 白 沼 沼 郡 那 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
-----	-------------------	---------------------------------	---	---

第二區	相 變 石 田 石 西 東 大 河	出 葉 城 村 川 白 沼 沼 郡 那 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
-----	-------------------	---------------------------------	---	---

第二區	相 變 石 田 石 西 東 大 河	出 葉 城 村 川 白 沼 沼 郡 那 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
-----	-------------------	---------------------------------	---	---

第二區	相 變 石 田 石 西 東 大 河	出 葉 城 村 川 白 沼 沼 郡 那 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
-----	-------------------	---------------------------------	---	---

島根縣

第一區	西 東 水 村 萬	福 波 見 水 岡 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
第二區	西 東 水 村 萬	福 波 見 水 岡 郡 那 郡 那 郡 市	三	人

富山縣

第一區	珠 鳳 鹿 羽 河	洲 至 島 昨 北 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
第二區	珠 鳳 鹿 羽 河	洲 至 島 昨 北 郡 那 郡 那 郡 市	三	人

第一區	西 東 南 西 東 南 米 山	置 野 野 山 山 山 郡 那 郡 那 郡 市	四	人
-----	-----------------	-------------------------	---	---

第一區	北 南 中 西 弘	津 津 津 津 輕 輕 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
-----	-----------	-------------------------	---	---

第一區	三 下 上 東 青	戶 北 北 郡 那 郡 那 郡 市	三	人
-----	-----------	-------------------	---	---

第一區	青 森 縣	青 森 縣	三	人
-----	-------	-------	---	---

第一區	山 形 縣	山 形 縣	三	人
-----	-------	-------	---	---

第一區	山 形 縣	山 形 縣	三	人
-----	-------	-------	---	---

第一區	山 形 縣	山 形 縣	三	人
-----	-------	-------	---	---

第一區	山 形 縣	山 形 縣	三	人
-----	-------	-------	---	---



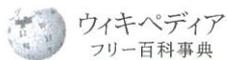
香川縣	第一區	香小末大高	香川郡 高松市	三	三	人
	第二區	三仲綾丸	多岐郡 那賀郡 高松市	三	三	人
	第三區	三美廣阿板	好馬郡 阿波郡 高松市	三	三	人
愛媛縣	第一區	喜上伊過松	喜多郡 伊予郡 松山郡 高松市	三	三	人
	第二區	三仲綾丸	多岐郡 那賀郡 高松市	三	三	人

香川縣	第一區	香小末大高	香川郡 高松市	三	三	人
	第二區	三仲綾丸	多岐郡 那賀郡 高松市	三	三	人
	第三區	三美廣阿板	好馬郡 阿波郡 高松市	三	三	人
愛媛縣	第一區	喜上伊過松	喜多郡 伊予郡 松山郡 高松市	三	三	人
	第二區	三仲綾丸	多岐郡 那賀郡 高松市	三	三	人

福岡縣	第一區	三長香安高	三長郡 香美郡 安藝郡 高松市	三	三	人
	第二區	三仲綾丸	多岐郡 那賀郡 高松市	三	三	人
	第三區	三美廣阿板	好馬郡 阿波郡 高松市	三	三	人
高知縣	第一區	三仲綾丸	多岐郡 那賀郡 高松市	三	三	人
	第二區	三美廣阿板	好馬郡 阿波郡 高松市	三	三	人

佐賀縣	第一區	三長香安高	三長郡 香美郡 安藝郡 高松市	三	三	人
	第二區	三仲綾丸	多岐郡 那賀郡 高松市	三	三	人
	第三區	三美廣阿板	好馬郡 阿波郡 高松市	三	三	人
大分縣	第一區	三仲綾丸	多岐郡 那賀郡 高松市	三	三	人
	第二區	三美廣阿板	好馬郡 阿波郡 高松市	三	三	人





# 第51回衆議院議員総選挙

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

第51回衆議院議員総選挙（だい51かいしゅうぎいんぎいんそうせんきょ）は、2026年（令和8年）2月8日に日本で行われた国会（衆議院）議員の総選挙である。

## 概要

2026年1月23日の第220回国会（常会）の冒頭で衆議院が解散され、直後の臨時閣議で1月27日公示・2月8日投開票とする日程が決定された。通常国会冒頭での解散は1966年末<sup>[注 2]</sup>の黒い霧解散・第31回衆議院議員総選挙以来60年ぶり<sup>[1]</sup>。また、衆議院議員の在任期間は454日で現行憲法下で3番目の短さとなり、内閣不信任決議が可決された場合を除けば過去最短<sup>[注 3]</sup>。年度末に近い厳冬の総選挙は、第1次海部内閣による消費税解散を受けて2月に投開票が行われた第39回衆議院議員総選挙以来36年ぶり<sup>[2]</sup><sup>[注 4]</sup>で、1994年に現行の小選挙区比例代表並立制が導入された後では初めてとなる。

解散日から投開票日までの期間は16日間で、第1次岸田内閣の下で行われた第49回衆議院議員総選挙の17日間を抜き、戦後最短となった<sup>[3]</sup>。解散から公示までが短期間だったため、投票所入場券の発送が期日前投票の開始（公示の翌日。1月28日）に間に合わない事態が多発した<sup>[4]</sup><sup>[5]</sup><sup>[6]</sup>。また、同日執行の第27回最高裁判所裁判官国民審査は、解散翌日から公示までの期間が4日以内であるため、最高裁判所裁判官国民審査法16条の2の規定により期日前投票の期間が2月1日からの7日間に短縮。本選挙とずれが生じた<sup>[7]</sup>。

本選挙に係る経費は物価高の影響を受けて前回より5%増え、予算ベースで約850億円超となる<sup>[8]</sup>。

本選挙から衆院選において21世紀生まれの一部が立候補可能となり、2001年1月6日生まれ<sup>[9]</sup>の浦上奈々（日本維新の会）が愛知9区に立候補した<sup>[10]</sup>。

## 前回総選挙からの経緯

### 与党の過半数割れと連立の組み換え

2024年10月、第1次石破内閣の発足直後に行われた前回の総選挙では、前年末からクローズアップされた自由民主党の派閥による政治資金パーティー収入の裏金問題が尾を引き、同党と公明党（当時与党）は過半数を割り込む大敗を喫した。以後、第2次石破内閣は少数与党下での政権運営を余儀なくされ、2025年7月に行われた参議院選挙でも自公両党は過半数の議席を獲得できず連敗。石破は9月7日に退陣を発表した<sup>[11]</sup>。

同年10月、石破の後任を決める自由民主党総裁選挙では高市早苗が勝利したが、公明党と政策合意で折り合えず、公明党は第2次石破内閣の総辞職に合わせて政権から離脱<sup>[12]</sup>し、26年に渡る自公連立政権は幕を閉じた。その後自民党は日本維新の会と自維連立政権の樹立で合意し、高市内閣が発足した。

→「石破おろし」および「自公連立政権 § 連立解消へ」も参照

### 真冬の超短期決戦へ

2026年1月9日、読売新聞は高市が「同月23日に召集される通常国会の冒頭で衆議院を解散する検討に入った」とスクープ<sup>[13]</sup>。翌10日以降、毎日新聞をはじめ各メディアも解散が浮上したと報じて追迫し<sup>[14]</sup>、解散への動きが表面化した。総務省は10日、各都道府県の選挙管理委員会に対し「至急の連絡」を行い、総選挙に向けて準備を急ぐよう伝達した<sup>[15]</sup>。一部の選管は準備期間が短いため、投開票日の確定前に候補者への説明会を開催した<sup>[16]</sup><sup>[17]</sup>。説明会を実施しない対応を取った自治体もある<sup>[18]</sup>。

同月14日、高市が鈴木俊一自民党幹事長と吉村洋文維新代表に対し、通常国会の早期に解散する意向を伝え、19日に正式表明すると明かした<sup>[19]</sup>。

この動きを受け、同月15日には野党第一党の立憲民主党と公明党が合流し、新党を結成することで合意<sup>[20]</sup>。翌16日、党名を「中道改革連合」と決めた<sup>[21]</sup>。

→「高市政権 § 年頭の通常国会解散・2月総選挙へ」、「中道改革連合 § 前史」、「立憲民主党 (日本 2020) § 第51回衆議院議員総選挙・公明党との新党「中道改革連合」結成へ」、および「公明党 § 第51回衆議院議員総選挙・新党「中道改革連合」結成へ」も参照

また、同月15日には大阪都構想への3度目の挑戦については是非を問うため、維新代表の吉村大阪府知事と同党副代表の横山英幸大阪市長が辞職を表明。後任を選ぶ選挙にはそれぞれ出直して出馬し、投開票は総選挙と同日に実施された<sup>[22]</sup>。

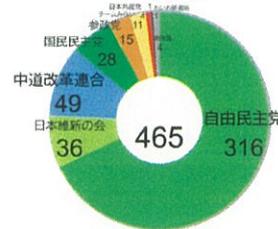
同月19日、高市は記者会見で「私が内閣総理大臣でよいのかどうか、主権者たる国民の皆様にかけていただかないか」（与党で）過半数の議席を賜えましたら、高市総理。そうでなければ、（中道の）野田（住彦）総理か、斉藤（鉄夫）総理か、別の方か」と述べ、23日に衆議院を解散し、27日公示・2月8日投開票の日程で総選挙を行うことを正式に発表<sup>[23]</sup><sup>[24]</sup>。23日13時に開会された衆議院本会議で額賀福志郎議長が解散詔書を読み上げ、日本国憲法第7条により衆議院は解散された<sup>[25]</sup>。

同月24日、中道に参加しなかった立憲の原口一博が代表を務める任意団体のゆうこく連合と河村たかしが代表を務める地域政党的減税日本が合流し減税日本・ゆうこく連合を結成した<sup>[26]</sup><sup>[27]</sup>。

## ● 第51回衆議院議員総選挙

内閣	高市内閣
解散日	2026年（令和8年）1月23日
解散名	未来投資解散 →「 <sup>[5]</sup> 解散名・選挙名」を参照
公示日	2026年（令和8年）1月27日
投票日	2026年（令和8年）2月8日
選挙制度	小選挙区比例代表並立制
改選数	465（←） 小選挙区 289（←） 比例代表 176（←）

### 議席内訳



有権者	満18歳以上の日本国民
有権者数	1億351万7115人
投票率	56.26%（▲2.41%）

### 各党別勢力

党順	第1党	第2党	第3党
画像			
党色	<span style="color: #00a000;">■</span>	<span style="color: #0000ff;">■</span>	<span style="color: #0000ff;">■</span>
党名	自由民主党	中道改革連合	日本維新の会
党首	高市早苗	野田佳彦 <sup>[注 1]</sup>	吉村洋文

	斉藤鉄夫 <sup>[注 1]</sup>	藤田文武	
就任日	2025年10月4日	2026年1月16日	2024年12月1日
前回選挙	191	新党	38
公示前勢力	198	167	34
獲得議席	316	49	36
増減	▲118	▼118	▲2
得票数 (小)	2778万9230票	1220万9641票	374万2160票
得票率 (小)	49.23%	21.63%	6.63%
増減 (小)	▲10.77%	新	▼4.52%
得票数 (比)	2102万6140票	1043万8802票	494万3330票
得票率 (比)	36.72%	18.23%	8.63%
増減 (比)	▲9.99%	新	▼0.73%
党順	第4党	第5党	第6党

画像			
党色	<span style="color: #0000ff;">■</span>	<span style="color: #0000ff;">■</span>	<span style="color: #0000ff;">■</span>
党名	国民民主党	参政党	チームみらい
党首	玉木雄一郎	神谷宗幣	安野貴博
就任日	2020年9月11日	2023年8月30日	2025年5月8日
前回選挙	28	3	新党
公示前勢力	27	2	0
獲得議席	28	15	11

解散や総選挙の日程は国や地方自治体の予算編成の時期と重なった。国民民主党の玉木雄一郎代表は同日12日の記者会見や公示日の第一声で、国家予算の年度内成立が困難になったことを指摘し「経済後回し解散だ」と批判した<sup>[28][29]</sup>。熊谷俊人千葉県知事もSNSで「準備期間も短く、職員の気持ちを思うと、やむを得ないとはいえ、いたたまれない気持ちになる」と述べたほか<sup>[30]</sup>、村井嘉浩宮城県知事も年度内に国家予算が成立しない場合の自治体への影響を指摘した<sup>[31]</sup>。

### 大雪の影響

1月23日、解散を前に木原稔内閣官房長官は「選挙の管理執行を確保するための除排雪経費等については国費措置の対象となる」「自治体の財政運営に支障が生じることのないように適切に対応してまいります」と述べた<sup>[32]</sup>。

1月下旬から日本海側を中心に大雪となり、投票行動に影響した。総務省の2月2日の発表によると、1月28日から2月1日までの期日前投票者数（小選挙区）は456万2823人で、前回の同時期より11万8700人減少。大雪に見舞われた地域のうち鳥取では前回より約4割減。富山、青森で約3割減。岩手、宮城、秋田、山形で約2割減<sup>[33]</sup>。公示直前に一部地域が大雪に見舞われた北海道では同期間の投票率が前回比で0.04ポイント減<sup>[34]</sup>。

札幌市は大雪のため候補者のポスター掲示板を当初予定の840か所から763か所に削減<sup>[35]</sup>。福島県も会津地方を中心に前回より504か所少ない6087か所に削減した<sup>[36]</sup>。

2月3日、政府は大雪に関する関係閣僚会議を開催。高市は「(雪への)警戒を緩めることなく、選挙の管理執行に万全を期してほしい」と指示。有権者に「期日前投票も含めて天候を踏まえ、無理のないよう留意して参加してほしい」と呼びかけた<sup>[37][38]</sup>。

総務省によると、投票日に設けられる投票所のうち投票終了時間を繰り上げるのは、2月3日時点で1万8537カ所、全体の42%。雪の影響を受ける東北などで増加<sup>[39]</sup>。

投票日も大雪が見込まれたため、投票時間の短縮を直前に決めた自治体が相次いだ<sup>[40][41]</sup>。高知県の離島では雪による交通障害に備え、投票を1日前倒しした<sup>[42]</sup>。北海道羽幌町では、2月6日に繰り上げ投票を行った離島から投票箱を7日にフェリーで運ぶ予定だったが、悪天候で欠航したため道の防災ヘリで運んだ。国政選挙では初めてのことである<sup>[43]</sup>。

### 受験生への配慮

選挙期間は受験シーズンとも重なり、1月20日、木原は大学の受験日と投票日が重なる受験生について「期日前投票を積極的に利用して」と呼び掛けた<sup>[44][45]</sup>。

一部の選挙は各陣営に対し、試験会場周辺で選挙カーや街頭演説の音が受験に影響しないよう、公職選挙法で努力義務とされる「静穏保持」への配慮を求めた<sup>[46]</sup>。大学では試験中の耳栓の使用を認める動きもみられた<sup>[47][48]</sup>。仙台市選挙は私立高校入試の時間帯に、投票の呼び掛けを行う広報車両が試験会場近くの走行を控えたり音量を下げたりする対応を行った<sup>[49]</sup>。

一部の政党は配慮の動きを見せた。中道は「比例街宣カー3つの約束」を発表<sup>[50]</sup>。チームみらいは受験マップを活用し日中のマイクの使用を制限すると発表した<sup>[51]</sup>。

## 争点

### 政局

- 自由民主党・日本維新の会による連立政権（自維連立政権）の枠組みと政権合意の内容の是非<sup>[52]</sup>

### 政策

- 消費税の減税や廃止を含む物価高対策<sup>[53][54]</sup>
- 社会保障改革<sup>[54]</sup>
- 外交・安全保障政策<sup>[54]</sup>
- 外国人政策<sup>[55]</sup>

### アンケート・世論調査

- 読売新聞の候補者アンケートによると、取り上げたい争点の1位は「景気・雇用」で71%。2位は「子育て支援」と「年金・医療・介護」が36%で同率。「消費税」が4位（33%）、「外交・安全保障」が5位（27%）。前回総選挙で2位だった「政治とカネ」は9%。政党別で「景気・雇用」を選んだ割合が多かったのは自民、維新、中道、国民。「消費税」が多かったのは共産、れいわ、減税ゆうこく、社民。「外国人政策」を選んだ割合が多かったのは参政、保守。チームみらいは「子育て支援」がトップ<sup>[56]</sup>。
- 1月31日・2月1日に行われたJNNの世論調査によると、総選挙で最も重要視する政策は「物価高対策」、「年金、医療などの社会保障対策」、「賃上げなどの景気対策」の順<sup>[57]</sup>。

## 選挙データ

### 内閣

- 選挙時：高市内閣（第104代）

増減	<span style="color: green;">▲</span> 1	<span style="color: green;">▲</span> 13	<span style="color: green;">▲</span> 11
得票数 (小)	424万3282票	392万4223票	15万6853票
得票率 (小)	7.52%	6.95%	0.28%
増減 (小)	<span style="color: green;">▲</span> 3.19%	<span style="color: green;">▲</span> 4.45%	新
得票数 (比)	557万2951票	426万620票	381万3750票
得票率 (比)	9.73%	7.44%	6.66%
増減 (比)	<span style="color: red;">▼</span> 1.59%	<span style="color: green;">▲</span> 4.01%	新
党順	<b>第7党</b>	<b>第8党</b>	<b>第9党</b>
画像			

党色	<span style="color: red;">■</span>	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: green;">■</span>
党名	日本共産党	減税日本・ゆうこく連合	れいわ新選組
党首	田村智子	原口一博	山本太郎

就任日	2024年1月18日	2026年1月24日	2019年4月1日
前回選挙	8	新党	9
公示前勢力	8	5	8
獲得議席	4	1	1
増減	<span style="color: red;">▼</span> 4	<span style="color: red;">▼</span> 4	<span style="color: red;">▼</span> 7
得票数 (小)	228万3885票	35万4617票	25万5496票
得票率 (小)	4.05%	0.63%	0.45%
増減 (小)	<span style="color: red;">▼</span> 2.76%	新	<span style="color: red;">▼</span> 0.35%
得票数 (比)	251万9811票	81万4874票	167万2500票
得票率 (比)	4.40%	1.42%	2.92%
増減 (比)	<span style="color: red;">▼</span> 1.76%	新	<span style="color: red;">▼</span> 4.06%
党順	<b>第10党</b>	<b>第11党</b>	

画像		
党色	<span style="color: blue;">■</span>	<span style="color: red;">■</span>
党名	日本保守党	社会民主党
党首	百田尚樹	福島瑞穂
就任日	2023年10月17日	2020年2月23日

前回選挙	3	1
公示前勢力	1	0
獲得議席	0	0
増減	<span style="color: red;">▼</span> 1	—
得票数 (小)	9万7753票	14万8666票
得票率 (小)	0.17%	0.26%
増減 (小)	<span style="color: red;">▼</span> 0.12%	<span style="color: red;">▼</span> 0.26%
得票数 (比)	145万5563票	72万8602票
得票率 (比)	2.54%	1.27%
増減 (比)	<span style="color: green;">▲</span> 0.44%	<span style="color: red;">▼</span> 0.44%

選挙啓発（総務省）

キャッチコピー

私たちの明日のために、想いをのせた一票を。

イメージキャラクター

藤木直人、谷まりあ

選挙状況

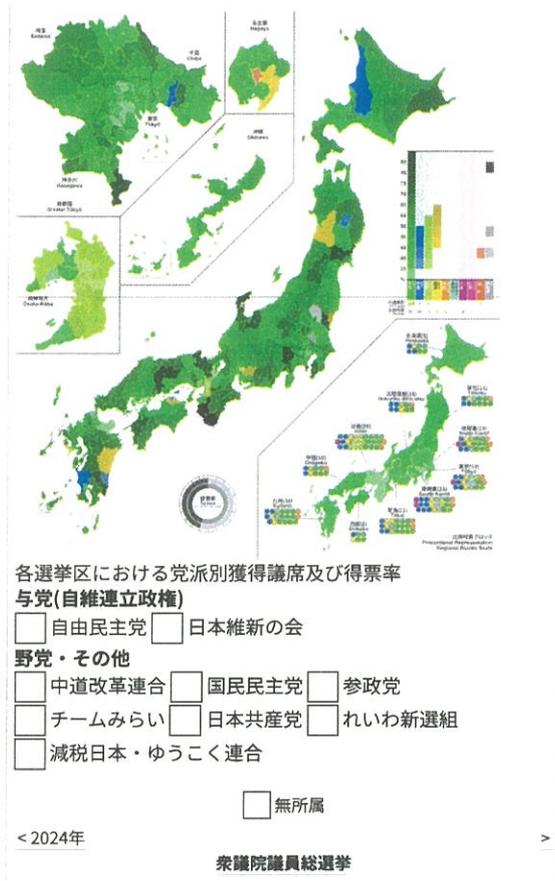
- 内閣総理大臣：高市早苗（第29代自由民主党総裁）
- 与党：自由民主党、日本維新の会（自維連立政権）

## 解散日

- 2026年（令和8年）1月23日

## 解散名・選挙名

- 「未来投資解散」
  - 自由民主党による呼称<sup>[58]</sup><sup>[59]</sup>。
- 「自分たちで未来をつくる選挙」
  - 内閣総理大臣・自由民主党総裁の高市早苗の1月19日の発言より<sup>[60]</sup>。
- 「高市連立政権〇か×か選挙」
  - 日本維新の会代表の吉村洋文の1月20日の発言より<sup>[61]</sup>。
- 「税金の無駄遣い解散」
  - 立憲民主党幹事長（当時。のちの中道改革連合共同幹事長）の安住淳の1月14日の発言より<sup>[62]</sup>。
- 「経済後直し解散」
  - 上述の通り、国民民主党代表の玉木雄一郎の1月12日・27日の発言より<sup>[28]</sup><sup>[29]</sup>。
- 「自分勝手暴走解散」
  - 社会民主党党首の福島瑞穂の1月14日の発言より<sup>[63]</sup>。



## 公示日

- 2026年（令和8年）1月27日<sup>[注 5]</sup>

## 投票日

- 2026年（令和8年）2月8日<sup>[注 6]</sup>

## 選挙啓発

- 総務省は、ポスター、リーフレット、インターネット広告、新聞広告、テレビCMのほか、特設ホームページで投票方法、候補者・政党情報の提供などを行う<sup>[64]</sup>。
  - イメージキャラクター：藤木直人・谷まりあ
  - キャッチコピー：私たちの明日のために、想いをのせた一票を。
- 各都道府県の選挙管理委員会は地元出身のタレントなどを起用し、テレビCMやインターネット広告などを製作。
  - 愛知県：須田亜香里<sup>[65]</sup>
  - 岡山県：松本梨香<sup>[注 7]</sup><sup>[66]</sup>

## 改選数

- 465
  - 小選挙区：289
  - 比例代表：176

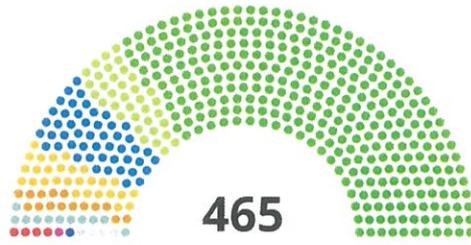
## 選挙制度

- 小選挙区比例代表並立制
  - 小選挙区制
  - 比例代表制
    - 地域ブロック：11
      - 北海道ブロック：8
      - 東北ブロック：12
      - 北関東ブロック：19
      - 南関東ブロック：23
      - 東京ブロック：19
      - 北陸信越ブロック：10

党派別獲得議席

● 第51回衆議院議員総選挙

(2026年(令和8年)2月8日施行)



党派	獲得議席	増減	小選挙区			比例代表			公示前
			議席	得票数	得票率	議席	得票数	得票率	
<b>与党 (自維)</b>	<b>352</b>	<b>▲120</b>	<b>269</b>	<b>31,531,391.042</b>	<b>55.86%</b>	<b>83</b>	<b>25,969,470</b>	<b>45.35%</b>	<b>232</b>
自由民主党	316	▲118	249	27,789,230.452	49.23%	67	21,026,140	36.72%	198
日本維新の会	36	▲ 2	20	3,742,160.590	6.63%	16	4,943,330	8.63%	34
<b>野党・無所属</b>	<b>113</b>	<b>▼120</b>	<b>20</b>	<b>24,915,334.913</b>	<b>44.14%</b>	<b>93</b>	<b>31,290,487</b>	<b>54.65%</b>	<b>233</b>
中道改革連合	49	▼118	7	12,209,641.795	21.63%	42	10,438,802	18.23%	167
国民民主党	28	▲ 1	8	4,243,282.144	7.52%	20	5,572,951	9.73%	27
参政党	15	▲ 13	0	3,924,223.604	6.95%	15	4,260,620	7.44%	2
チームみらい	11	▲ 11	0	156,853	0.28%	11	3,813,750	6.66%	0
日本共産党	4	▼ 4	0	2,283,885.370	4.05%	4	2,519,811	4.40%	8
れいわ新選組	1	▼ 7	0	255,496	0.45%	1	1,672,500	2.92%	8
減税日本・ゆうこく連合	1	▼ 4	1	354,617	0.63%	0	814,874	1.42%	5
日本保守党	0	▼ 1	0	97,753	0.17%	0	1,455,563	2.54%	1
社会民主党	0	—	0	148,666	0.26%	0	728,602	1.27%	0
無所属	4	▼ 11	4	1,174,609	2.08%	—	—	—	15
安楽死制度を考える会	0	—	—	—	—	0	13,014	0.02%	0
無所属連合	0	—	0	16,829	0.03%	—	—	—	0
日本大和党	0	—	0	15,213	0.03%	—	—	—	0
日本自由党	0	—	0	12,885	0.02%	—	—	—	0
再生の道	0	—	0	12,492	0.02%	—	—	—	0
一番星	0	—	0	2,686	0.00%	—	—	—	0
世界平和党	0	—	0	2,424	0.00%	—	—	—	0
未来進歩党	0	—	0	2,068	0.00%	—	—	—	0
核融合党	0	—	0	916	0.00%	—	—	—	0
心の党	0	—	0	795	0.00%	—	—	—	0
欠員	0	—	—	—	—	—	—	—	0
<b>総計</b>	<b>465</b>	<b>—</b>	<b>289</b>	<b>56,446,725.955</b>	<b>100.00%</b>	<b>176</b>	<b>57,259,957</b>	<b>100.00%</b>	<b>465</b>
有効票数 (有効率)				56,446,726	97.22%		57,259,957	98.62%	
無効票数 (無効率)				1,614,994	2.78%		799,756	1.38%	
投票総数				58,061,720	—		58,059,713	—	
不足数				1,091	—		1,733	—	
投票者数 (投票率)				58,062,811	56.26%		58,061,446	56.25%	
国内投票者数 (投票率)				58,033,844	56.28%		58,032,356	56.28%	
在外投票者数 (投票率)				28,967	28.02%		29,090	28.14%	
棄権者数 (棄権率)				45,148,413	43.74%		45,149,777	43.75%	
国内棄権者数 (棄権率)				45,074,000	43.72%		45,075,487	43.72%	
在外棄権者数 (棄権率)				74,413	71.98%		74,290	71.86%	
有権者数				103,211,224	100.00%		103,211,223	100.00%	

## 麻生財務相、ナチスめぐる過去発言「撤回した」

2021年7月30日 20時00分



閣議後に会見する麻生太郎財務相=2021年7月30日午前11時33分、東京・霞が関の財務省

麻生太郎財務相は30日の閣議後会見で、過去にナチス・ドイツを引き合いに「手口に学んだらどうか」と発言したことなどについて問われ、「例としてヒトラーを挙げたというのは不適切だったというご指摘がありましたので、私はその場で撤回をしたと記憶している」と語った。

東京五輪の開閉会式のディレクターだった小林賢太郎氏が、ナチスによるホロコースト（ユダヤ人大虐殺）を揶揄（やゆ）する表現を過去に用いていたとして大会組織委員会に解任されたことに絡み、改めて自身の過去の発言について認識を問われ、答えた。

麻生氏は2013年7月29日、憲法改正をめぐるシンポジウムに出席した際に「ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていた。誰も気づかないで変わった。あの手口に学んだらどうかね」などと発言。同年8月1日に撤回した。17年8月29日には、派閥研修会で「結果が大事だ。何百万人も殺しちゃったヒトラーは、いくら動機が正しくてもダメなんだ」と述べ、翌日に発言を撤回している。

麻生氏は30日の会見で、過去の発言について「私は、政治家にとっては結果を出すということがすべてだということを申し上げたかったので、ヒトラーというのは極めて否定的に捉えているというのははっきりしていると思う」と話した。小林氏の表現についても問われたが、「小林さんの話は詳しく知りませんので、今この場でコメントは差し控えさせていただきます」と述べるにとどめた。

朝日新聞のデジタル版に掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.